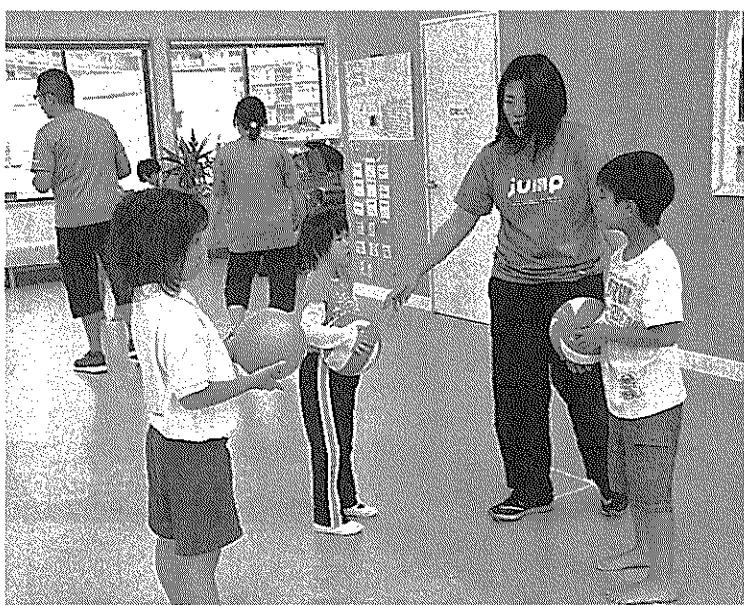


# 発達障害ある子 運動で

## 各地に施設 社会対応能力養う



ボールを使った運動に取り組む子どもたち=防府市

70平方メートルの運動スペースに子どもたちの声が響く。スタッフと一緒に走り回り、歓声を上げる。防府市で2月にオープンした運動療育スクール「jump(ジャンプ)」だ。発達障害児のソーシャルスキル(社会対応能力)向上を目指し、様々な運動プログラムを実践。平日の放課後と土曜の午前中から施設を開き、プログラムにより1人週1~3回ほど利用する。現在通っているのは小中学生計約50人。約10人

(36)。その後、「1分間走」が始まった。1分間の休憩を取りながら、3セット続ける。小学2年の兼森千里さん(8)は、オープン当初から同スクールに通う。母親の昌子さん(43)によると赤ちゃんとの頃からハイハイをしていない、歩き始める時期も

急に立派なんだり、外に走って出て行ったりする子がいた。ほかの子たちが運動している間、いすの下に隠れて出てこない子も。小学校4年の男の子は、言わることは理解するが、自分からはうまく話せない。だが、スタッフが自宅に迎えに行くとあいさつしてくれる

2014年10月から運営を始めた広島市安佐南区の「運動型児童デイみらいドア」も、発達に心配のある子どもを対象に運動を通じた育成をはかりている。学校の教室よりもやわいスペースで、跳び箱や平行棒、ドッジボールなどの球技のほか、音楽体操やスポーツクライミングなどを取り組む。約180人が利用し、1日あたり数人のキャンセル待ちになるという。

運営する「いでしたケアサービス」は東京でも介護事業に取り組んでおり、広島市では6カ所の高齢者施設を運営。そこで培った運動支援のノウハウを生かした。スタッフには保育士や作業療法士の資格を持つ人も。同社の山本海常務は「学校でも教えてもらう機会は少ない運動に接する時間が作り、これまでできなかったことを一つでもできるようにしたい」と話

◆ 「列島をあるく」は休載しました。

## ラジオ体操でリズム感

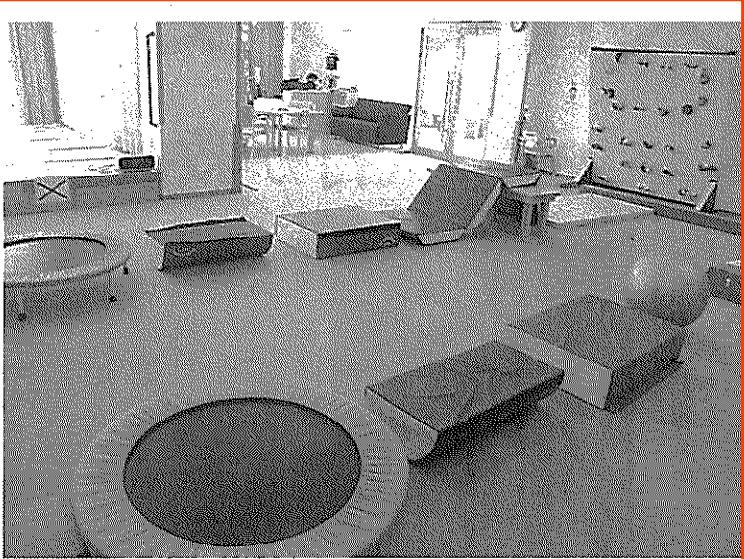
### @防府

が空きを待っているとい

う。スクールでは、みんなで並んであいさつをしてレッスン開始。準備運動はラジオ体操だ。「子どもたちのリズム能力を高められる」と、経営者の山田丈文さん(36)。

その後、「1分間走」が始まった。1分間の休憩を取りながら、3セッ

ト続く。小学2年の兼森千里さんは、「子どもたちの発達にどうまで有効なのだろうか。運動神経は6~12歳の間に発達するとされる。体をスムーズに動かせるようになるためのトレーニング方法」「コーディネーション運動」の普及に取り組む、コチングバリュー協会代表理事で医学博士の東根明人さん(57)は「子どもたちに『運動は面白い』という感覚を持ってもらい、運動機能を高めることが成長にも大切」と話す。



「運動型児童デイみらいドア」のフロア内。様々な運動が出来る器具が用意されている=広島市安佐南区、いでしたケアサービス提供

を知り、まずは見学した。「本人がすぐく氣に入った。スタッフが明るいし、子ども自線で接していると感じた」と母親は話す。スクールに通うようになってから、学校も休まざるを得ない。社会で自立して生きなければならない。もっと早くこういう施設ができるといれば」

「子どもが好きで夢は保たれて独立して大阪でトレーニングジムを開業した。2008年に独立して大阪でトレーニングジムを開業した。「子どもが好きで夢は保

た。その後、東京や大阪でトレーニングジムを運営する会社に再就職。2008年には7人。「運動を通して発達障害で苦しむ子どもやその親たちを一人でも多くサポートしていくのがいい」という。看護師だった山田さんの母が務める施設長以下、スタッフは7人。「運動を通じて発達障害で苦しむ子どもやその親たちを一人でも多くサポートしていくのがいい」という。看護師だった山田さんの母が務める施設長以下、スタッフは7人。「運動を通じて発達障害で苦しむ子どもやその親たちを一人でも多くサポートしていくのがいい」という。

## 「面白い」の感覚、機能向上

### @広島

運動を取り入れた療育

は、子どもたちの発達にどうまで有効なのだろうか。運動神経は6~12歳の間に発達するとされる。体をスムーズに動かせるようになるためのトレーニング方法「コーディネーション運動」の普及に取り組む、コチングバリュー協会代表理事で医学博士の東根明人さん(57)は「子どもたちに『運動は面白い』という感覚を持つてもらい、運動機能を高めることが成長にも大切」と話す。これららの療育施設は、児童福祉法に基づく障害児の通所支援事業者の指定を県や政令指定市から受けている。利用料金は所得制限があるが、原則1割が自己負担で、残りは自治体が負担する。利用希望者は居住する各市町村で受給者証の交付を受ける必要がある。

(水田道雄)